

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり医療を担当する機関として指定した。

令和2年9月15日（掲載日）

【医療-指定】

指定区分	指定番号	医療機関等 コード	指定年月日	名称	所在地	診療科名等	開設者			管理者
							開設者名	代表者（氏名）	所在地（住所）	氏名
生歯甲	2-2	0103248	令和2年7月1日	コマキ歯科	甲府市徳行4-6-6	歯・矯正・小歯	医療法人健昌会	理事長 小巻健二	甲府市徳行4-6-6	小林里江
生医甲	2-6	0190294	令和2年8月1日	和らぎ訪問看護ステーション	甲府市上石田3-12-15 スカイハイツ306号	訪看	合同会社和らぎ	代表社員 神谷和子	甲府市上石田3-11-5	富永正子